

政令第三百十八号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年十二月一日とする。